

芦屋市霊園

合葬式墓地

使用者募集



「合葬式墓地」とは、焼骨を個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般墓地や納骨堂とは異なり、他の方々と一緒に納骨するお墓のことです。

戦後、高度経済成長期以降の産業構造・社会環境の変化により、地方から都市部へ人口が集中し、少子高齢化、核家族化が進展しました。家族形態の変化に伴ってライフスタイルが多様化したことで、お墓に対する価値観もさまざまになっています。お墓は「先祖代々受け継ぎ、守り続けるもの」「墓守は長男・長女が務める」というような印象が強いかもしれませんが、現在は「遠方に住んでいるために維持管理していくことが難しい」「お墓を受け継いで管理していく後世に負担をかけるのではないかなどとお考えになって墓地を返還される方も少なくありません。

このような時代の変化に合わせ、芦屋市霊園では、多様なニーズに対応できるように令和3年7月に合葬式墓地を開設しました。

合葬式墓地は、使用期限は永年、年間の維持費は不要、承継者を必要としないなど、新しいタイプのお墓です。

合葬式墓地の施設

■合葬室

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋

4,500体分の焼骨を納骨することができます。

■一時安置室

焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋

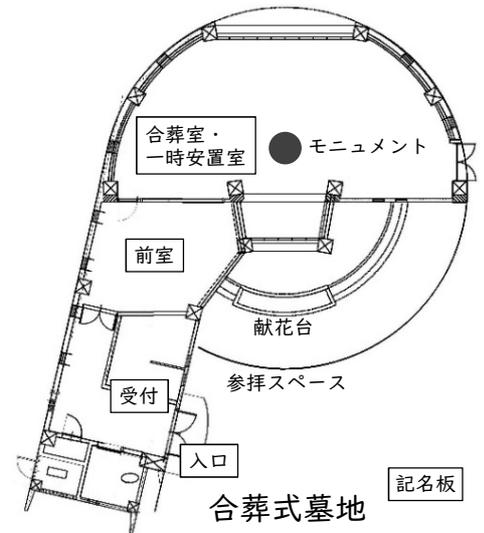
800体分の焼骨を安置することができます。
(安置可能な骨壺の大きさは6寸まで)

■記名板

納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板

希望者のみ設置することができます。

※別途使用料(記名板1枚あたり30,000円)がかかります。



納骨方法及び料金

納骨方法		使用料(1体あたり)
直接合葬方式	一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法	100,000円
安置後合葬方式	一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法	200,000円

※芦屋市霊園使用者の方は、使用料が減免となる場合があります。

※改葬の場合は、1つの骨壺(6寸まで)に納まるときに、5体までを1体とみなして納骨することができます。(改葬特例)

申請要件等（申請できる方）

申請要件		納骨方法		添付書類	
		直接合葬方式	安置後合葬方式		
一般墓地使用者 以外	芦屋市民 ア～ウのいずれかに該当する必要があります。	ア 親族の焼骨を自宅に保管していること	○	○	火葬許可証(写)
		イ 芦屋市霊園以外の墓地または納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること	○	×	埋蔵証明書(原本) または 改葬許可証(写)
		ウ 自己の死後のために生前に予約をする方で、申請日現在、満65歳以上であること	○	×	特にありません。
	芦屋市民以外 エに該当する必要があります。	エ 死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること 芦屋市霊園以外の墓地または納骨堂に納骨している親族の焼骨は対象外です。	○	○	亡くなられた方が死亡時に芦屋市民であったことを証明できる公的な書類 (火葬許可証(写))
一般墓地使用者 オおよびカに該当する必要があります。	オ 一般墓地を返還(墓じまい)すること カ 一般墓地に納骨している焼骨を合葬式墓地に改葬すること、または、自己の死後のために生前に予約をすること	○	×	特にありません。 別途、一般墓地の返還手続きが必要です。	

※一般墓地使用者とは、既に芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けている方のことをいいます。
 ※芦屋市民とは「申請日現在、芦屋市の住民基本台帳に登録されている方」のことをいいます。
 ※火葬許可証及び改葬許可証の原本は納骨時に必要です。お手元にて保管してください。

■添付書類の取得場所等

種類	取得場所等	説明
火葬許可証	火葬場	ご遺体を火葬された際に火葬場で受け取る書類です。許可証は、直接手渡しのほか、骨壺と同梱されることもあります。 <u>火葬許可証を紛失された場合は、火葬された火葬場で火葬済証明書を取得して添付してください。</u>
埋蔵証明書	墓地等 (墓地・納骨堂)	墓地等に焼骨が埋蔵・収蔵されていることを証明する書類です。その墓地等の管理者が作成します。
改葬許可証	市町村窓口	墓地等に埋蔵されている焼骨を他の墓地等へ埋蔵・収蔵する場合に必要な書類です。現在、埋蔵・収蔵されている墓地等で埋蔵証明書を取得した上で、その墓地等が所在する市町村へ申請することで取得できます。

申請先・申請方法

以下の提出書類を申請先まで提出してください。

■提出書類

- ①合葬式墓地使用許可申請書
- ②合葬式墓地使用に関する誓約書
- ③申請者の住民票(芦屋市民のみ)
※①申請書の「住民票の閲覧に同意する」にチェックした場合は不要です。
- ④添付書類
※申請要件により異なります。詳細は2ページを確認してください。

申請先(郵送・持参可)

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係 あて
TEL: 0797-38-3105

※令和6年6月より上記住所の芦屋市役所北館3階に移転しています。

記名板(希望者のみ)

内 容	使用料(1枚あたり)
被埋蔵者(埋蔵した焼骨)の生前の氏名・生年月日・死亡年月日を刻字した記名板を設置することができます。	30,000円

- ・希望者は、納骨の際に「合葬式墓地記名板使用申込書」を提出してください。
- ・被埋蔵者の氏名・生年月日・死亡年月日以外を刻字することはできません。
- ・大きさは、たて45mm×よこ120mmとなります。



〔 被埋蔵者の氏名
生年月日-死亡年月日 〕

※設置完了まで、使用料の納入後、
3～4か月程度かかります。



記名板

申請から納骨までの流れ (申請から使用許可まで2か月程度かかります。)

申請者

芦屋市

申請書の提出

3ページを確認の上、提出書類①～④を提出してください。
火葬許可証または改葬許可証を添付する場合、必ず写しにしてください。(原本は納骨時に必要です。)

書類確認 納付書の発送

提出書類の確認を行います。
確認が終わりましたら、使用料の納付書を送付します。

使用料納入

納入期限までに使用料をお支払いください。
公金取扱金融機関(納付場所)は納付書裏面に記載しています。
なお、納入通知書兼領収証書は返送不要です。

使用許可書の発送

納入確認後、合葬式墓地使用許可書を郵送します。

納骨の予約

許可書が届きましたら、納骨の予約をお願いします。
納骨希望日の1週間前までに環境課霊園・火葬場係
(0797-38-3105)へお電話ください。
※納骨できる時間帯
毎週金・土・日曜日10時00分～12時45分(15単位)

合葬式墓地へ納骨

予約した日時に下記を持参の上、合葬式墓地までお越しください。
 焼骨(骨壺または骨袋に入った状態のもの)
 合葬式墓地使用許可書
 埋蔵届
 火葬許可証(焼骨を自宅保管の方)または改葬許可証(他の墳墓から改葬の方)
 合葬式墓地記名板使用申込書(希望者のみ)

※最後のお別れをしていただいた後に、焼骨をお預かりします。市では供養等を行いません。ご了承ください。

※後日、合葬室に納骨します。(安置後合葬方式の方は一時安置室に安置します。)

※一時安置室に安置できる骨壺のサイズは6寸以下です。

※記名板をお申込みいただいた方には後日、納付書を郵送します。



(手前)前室・(奥)一時安置室

使用上の注意事項

合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例」（施行規則を含む。）に規定されている内容並びに下記の事項について遵守していただきます。

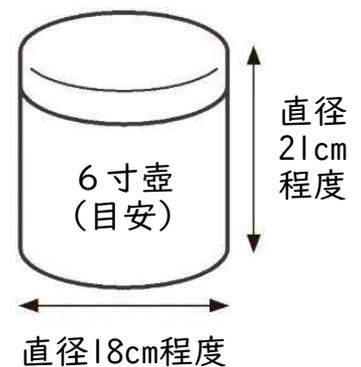
1 使用許可の取消しについて

以下に該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 条例または規則に違反したとき。

2 納骨について

- (1) 合葬式墓地に納骨することができる焼骨は、使用許可書に記載された焼骨のみです。
- (2) 焼骨は、以下の骨壺等に納めてください。
 - ア 直接合葬方式の場合 布袋または骨壺
※1ページの改葬特例を受けられる場合は、6寸以下の骨壺に納まるようにしてください。
 - イ 安置後合葬方式の場合 6寸以下の骨壺
- (3) 持参した焼骨は、前室で職員にお預けください。
- (4) 焼骨を前室から合葬室・一時安置室へ移す際は、立会いができません。職員が行います。
- (5) 焼骨を合葬室へ移す際、骨壺に納められたものは布袋に移し替えます。



3 納骨後のお参りについて

- (1) 合葬式墓地建物内でのお参りはできません。モニュメント前に献花台・線香台を設けていますので、そちらでお参りください。
- (2) 供え物等はお持ち帰りください。
- (3) 芦屋市では慰霊祭等の祭事は行いません。また、集団での祭事をすることはできません。ただし、ご家族等少人数の場合は、他の参拝者の迷惑とならないように配慮していただければ可能です。

4 合葬室について

- (1) 合葬室に立ち入ることはできません。
- (2) 納骨された焼骨は、一切返還することはできません。
- (3) 他の墓地等に焼骨を改葬することはできません。

5 一時安置室について

- (1) 一時安置室に立ち入ることはできません。
- (2) 安置期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間です。
- (3) 安置期間を経過した後は、使用者等へ通知することなく焼骨を合葬室に移します。焼骨が合葬室に移されますと一切返還できなくなります。
- (4) 安置場所の位置を指定することはできません。市が決定します。
- (5) 安置期間内であれば、他の墓地等に改葬する場合に限り、焼骨を返還することができます。

使用上のご注意(続き)

6 記名板について

- (1) 納骨後に設置可能です。希望者は、納骨の際に申し込んでください。
- (2) **設置完了まで、使用料の納入後、3～4か月程度かかります。**
※市から申込者へ設置完了の連絡は行いません。
- (3) 設置位置を指定することはできません。市が決定します。
※同時に申し込まれた方の記名板は、原則隣り合うように設置します。
- (4) 刻字できるのは、被埋蔵者の生前の氏名・生年月日・死亡年月日です。
- (5) 刻字できるのは、記名板1枚につき1名です。
- (6) 刻字する文字数には制限があります。(目安は7文字程度です。)
- (7) 刻字する字体の指定をすることはできません。

7 生前予約の方

- (1) **直接合葬方式のみ**申請することができます。
- (2) 申請者自身以外の方の申請をすることはできません。
- (3) 自己の死後にその焼骨が合葬式墓地に納骨されるよう、あらかじめ親族等と十分にお話し合ってください。

芦屋市霊園の案内

アクセス図



園内図



芦屋市霊園ホームページ



芦屋市役所ホームページ
トップページ >
[くらし > 霊園 > 霊園](#)
※「芦屋市霊園」でも検索
できます。

バスでご来園

阪急芦屋川駅・JR
芦屋駅・阪神芦屋駅
から阪急バスで「芦
屋病院前」行き「霊
園前」下車

タクシーでご来園

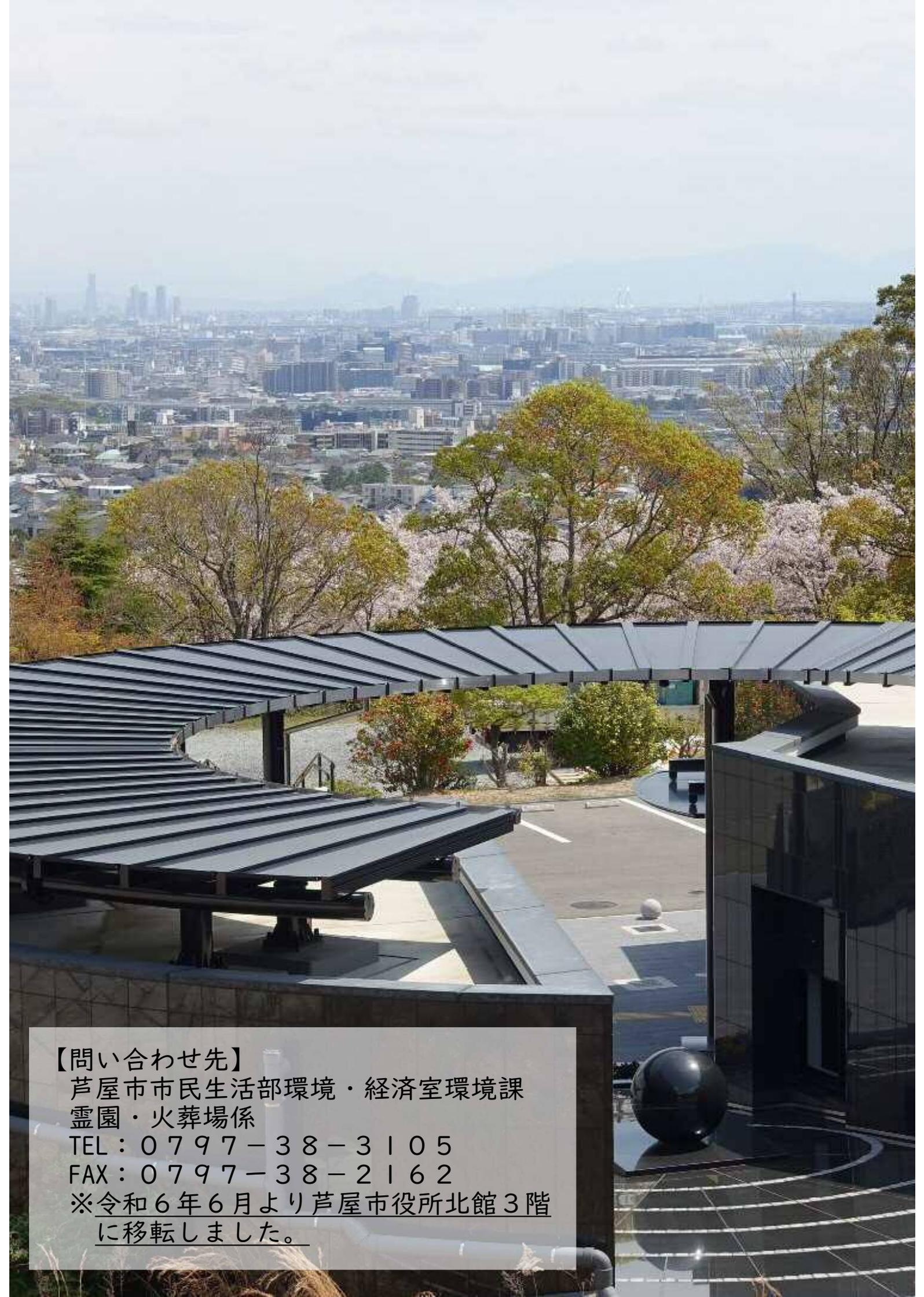
阪急芦屋川駅から約
10分、阪神芦屋
駅・JR芦屋駅から
約15分

お車でご来園

合葬式墓地前に駐車
場があります。
なお、お車で園内に
出入りできる時間は
右記のとおりです。

開門時間

東門	
入口	8:00～16:45
出口	8:00～17:00
西門	8:00～16:45



【問い合わせ先】

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL：0797-38-3105

FAX：0797-38-2162

※令和6年6月より芦屋市役所北館3階
に移転しました。